

○大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 抜粋

平成二十四年十一月一日

大阪府条例第百三号

大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を公布する。

大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則(第一条—第二十一条)

第二章 略

第三章 略

第四章 略

第五章 保育所(第四十五条—第五十二条)

第六章 略

第七章 略

第八章 略

第九章 略

第十章 略

第十一章 略

第十二章 略

第十三章 略

第十四章 略

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第四十五条第一項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(基本理念)

第三条 この条例で定める基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(基準の向上)

第四条 知事は、大阪府社会福祉審議会条例(平成十二年大阪府条例第九号)第一条に規定する大阪府社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、この条例で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 この条例で定める基準は最低のものであるから、知事は、当該基準を常に向上させるように努めるものとする。

(児童福祉施設における設備及び運営の向上等)

第五条 この条例で定める基準は最低のものであるから、児童福祉施設は、当該基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 この条例で定める基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設は、当該基準を理由として、その設備又は運営の水準を低下させてはならない。

(児童福祉施設の一般原則)

第六条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等の入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害の防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

第七条 児童福祉施設は、非常災害に備え、消火器等の消火用具、非常口その他の災害対策に必要な設備を設けるとともに、災害対策に関する具体的な計画を作成し、これに対する不断の注意を払い、及び訓練を行うように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、少なくとも毎月一回行わなければならない。

(職員の一般的要件)

第八条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けた者でなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第九条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置する場合の設備及び職員の基準)

第十条 児童福祉施設と他の社会福祉施設(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十二条第一項に規定する社会福祉施設をいう。以下同じ。)とを併せて設置する場合は、必

要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部は、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員を兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(差別的取扱いの禁止)

第十一条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第十二条 児童福祉施設の職員は、入所している児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用の禁止)

第十三条 児童福祉施設の長は、入所している児童等(法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第十四条 児童福祉施設は、入所している者の使用する設備、食器、飲用水等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 児童福祉施設(助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。)は、入所している者の希望等を勘案し、清潔を保つことができるよう、入所している者を適切に入浴させ、又は清しきしなければならない。

4 児童福祉施設は、必要な医薬品、衛生材料、医療機器等を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第十五条 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同じ。)は、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(第十条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 児童福祉施設は、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、多様な食品及び調理の方法を組み合わせるよう配慮し、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項に規定するもののほか、食品の種類及び調理の方法について栄養並びに入所している者の身体の状況及び嗜好<sup>し</sup>を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所者等及び職員の健康診断)

第十六条 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。次項及び第三項において同じ。)の長は、入所した者に対して、入所時の健康診断を、入所している者に対して、少なくとも一年に二回の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に定める健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 第一項の健康診断を行った医師は、その結果等必要な事項を母子健康手帳(母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十六条第一項に規定する母子健康手帳をいう。)又は入所した者の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断の実施に当たっては、入所している者の食事を調理する者について、特に注意を払わなければならない。

(平二六条例一五二・一部改正)

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十七条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所している児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「令」という。)第十二条の二に規定する厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。)を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- 一 児童に係る金銭を当該児童のその他の財産と区分すること。
- 二 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭の残余の額を当該児童に交付すること。

(規程)

第十八条 児童福祉施設(保育所を除く。)は、次に掲げる事項のうち必要な事項について規程を定めなければならない。

一 入所する者の援助に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、施設の管理についての重要事項

2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 目的及び運営の方針

二 提供する保育の内容

三 職員の職種、員数及び職務の内容

四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

五 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員

六 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

七 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

八 利用者の急病時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(平二六条例一五二・一部改正)

(台帳等の整備)

第十九条 児童福祉施設は、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする台帳等を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第二十条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その職務上知り得た利用者(児童福祉施設を利用する者をいう。以下同じ。)又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第二十一条 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、

苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置に係る府又は市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(平二六条例一五二・一部改正)

## 第五章 保育所

### (設備の基準)

第四十五条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。

二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

五 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号及び附則第十八項において同じ。)、調理室及び便所を設けること。

六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を二階に設ける建物にあっては次のイ、ロ及びへに掲げる要件に、保育室等を三階以上の階に設ける建物にあっては次のロからチまでに掲げる要件に該当するものであること。

イ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百三十三条

		<p>第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(同条第一項に規定する構造の屋内階段にあつては、当該階段の構造は、建築物の一階及び二階の部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号の要件を満たすものとする。)</p> <p>2 待避上有効なバルコニー</p> <p>3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの又はこれに準ずる設備</p> <p>4 屋外階段</p>
三階	常用	<p>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(同条第一項に規定する構造の屋内階段にあつては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号の要件を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の傾斜路のうち屋外に設けるもの又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
四階以上の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ハ ロの施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動式の消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料(建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。)でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所のカーテン、床敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理(消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第八条の三第一項の防災性能を与えるための処理をいう。)が施されていること。

(平二五条例三八・平二六条例一五二・一部改正)

(保育所の設備の基準の特例)

第四十六条 次に掲げる要件を満たす保育所は、[第十五条第一項](#)の規定にかかわらず、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を払うことができる体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務の受託者については、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とする事。

四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素の量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に対応することができること。

五 食を通じた乳幼児の健全な育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(職員)

第四十七条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 前項の保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とし、一の保育所につき二人を下回らないものとする。

(平二六条例一五二・一部改正)

(保育時間)

第四十八条 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長が定める。

(保育の内容)

第四十九条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、令第三十五条に規定する厚生労働大臣が定める指針に従う。

(保護者との連絡)

第五十条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(業務の質の評価等)

第五十一条 保育所は、自らその行う法第三十九条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(平二六条例一五二・全改)

第五十二条 削除

(平二六条例一五二)